

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成31年 2 月 28 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 1 号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の112.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の55</u>)を乗じて得た額の総額 2 - 6 (略)	(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の110</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の52.5</u>)を乗じて得た額の総額 2 - 6 (略)

第 2 条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 企業職給料表（第14条関係）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,600	228,000	259,400	345,500	384,800	440,400	510,800	569,200
	2	140,700	230,200	261,200	347,800	387,300	442,700		
	3	141,900	232,200	263,000	350,000	390,000	444,800		
	4	143,000	234,100	264,900	352,400	392,500	447,000		
	5	144,100	235,800	266,700	354,700	395,100	448,600		
	6	145,200	237,500	268,900	357,000	397,800	450,400		
	7	146,300	239,200	271,000	359,100	400,600	452,300		
	8	147,400	241,000	273,200	361,400	403,300	454,300		
	9	148,500	242,500	275,400	363,600	405,700	456,200		
	10	149,900	244,100	277,600	365,800	408,100	457,900		
	11	151,200	245,900	279,700	367,900	410,400	459,400		
	12	152,500	247,700	281,900	370,100	412,700	461,200		
	13	153,800	249,300	284,100	372,200	414,800	462,500		
	14	155,300	251,200	286,200	374,400	416,800	464,000		
	15	156,800	252,700	288,200	376,500	418,700	465,400		
	16	158,400	254,500	290,300	378,700	420,700	466,900		
	17	159,700	255,900	292,600	381,000	422,600	468,200		
	18	161,200	257,900	294,800	383,200	424,500	469,500		
	19	162,700	259,800	296,900	385,300	426,300	470,700		
	20	164,200	261,700	299,100	387,500	428,200	471,700		
	21	165,600	263,600	301,200	389,500	430,000	472,500		
	22	168,300	265,500	303,400	391,200	431,600	473,000		
	23	170,900	267,300	305,500	392,800	433,100	473,400		
	24	173,500	269,200	307,700	394,500	434,700	473,800		
	25	176,200	271,100	310,000	396,200	436,200	474,000		
	26	177,900	273,000	312,100	397,700	437,500	474,400		
	27	179,600	274,700	314,200	399,300	438,800	474,800		
	28	181,300	276,600	316,300	400,900	440,100	475,300		
	29	182,800	278,400	318,300	402,300	441,200	475,900		
	30	184,600	280,300	320,400	403,500	442,500	476,300		
	31	186,200	282,100	322,500	404,600	443,700	476,700		
	32	188,000	283,900	324,600	405,800	445,000	477,100		
	33	189,500	285,700	326,600	406,900	445,900	477,600		
	34	191,300	287,600	328,800	408,100	446,700	477,900		
	35	192,900	289,400	330,800	409,300	447,300	478,300		
	36	194,700	291,300	332,900	410,500	447,800	478,700		
	37	195,700	292,800	334,700	411,400	448,200	479,000		
	38	197,400	294,600	336,800	412,100	448,700	479,400		
	39	199,100	296,400	338,900	412,800	449,000	479,800		
	40	200,600	298,200	341,000	413,500	449,400	480,200		
	41	204,900	300,000	342,800	414,200	449,700	480,500		
	42	206,800	301,700	344,800	414,900	450,000	480,800		
	43	208,900	303,300	346,800	415,500	450,300	481,100		
	44	210,800	305,000	348,800	415,900	450,600	481,300		
	45	212,400	306,700	350,700	416,300	450,800	481,500		
	46	214,100	308,400	352,600	416,600	451,000			
	47	216,100	310,100	354,400	416,800	451,200			
	48	218,100	311,800	356,300	417,000	451,400			
	49	219,900	313,000	358,000	417,200	451,600			
	50	222,000	314,600	359,500	417,400	451,800			
	51	224,000	316,200	361,000	417,600	452,000			
	52	226,000	317,800	362,500	417,800	452,200			

再任用 職員以 外の職 員	53	227, 700	319, 400	363, 800	418, 000	452, 400			
	54	229, 400	321, 000	364, 900	418, 200	452, 600			
	55	231, 100	322, 600	366, 000	418, 400	452, 800			
	56	233, 000	324, 100	367, 100	418, 600	453, 000			
	57	234, 300	325, 500	368, 000	418, 800	453, 200			
	58	236, 000	326, 700	369, 100	419, 000				
	59	237, 600	327, 900	370, 200	419, 200				
	60	239, 300	328, 900	371, 300	419, 400				
	61	240, 600	329, 600	372, 100	419, 600				
	62	242, 100	330, 500	372, 800	419, 800				
	63	243, 200	331, 400	373, 400	420, 000				
	64	244, 700	332, 200	374, 100	420, 200				
	65	245, 900	332, 800	374, 400	420, 400				
	66	247, 400	333, 500	375, 100	420, 600				
	67	248, 900	334, 300	375, 800	420, 800				
	68	250, 500	335, 100	376, 500	421, 000				
	69	251, 600	335, 800	376, 800	421, 200				
	70	253, 200	336, 500	377, 500	421, 400				
	71	254, 700	337, 200	378, 200	421, 600				
	72	256, 300	337, 900	378, 900	421, 800				
	73	257, 500	338, 200	379, 500	422, 000				
	74	258, 900	338, 800	380, 200					
	75	260, 300	339, 400	380, 900					
	76	261, 700	340, 000	381, 600					
	77	262, 900	340, 300	381, 800					
	78	264, 300	340, 800	382, 200					
	79	265, 700	341, 300	382, 500					
	80	267, 100	341, 800	382, 800					
	81	268, 300	342, 200	383, 100					
	82	269, 600	342, 700	383, 400					
	83	270, 900	343, 100	383, 700					
	84	272, 100	343, 600	384, 000					
	85	273, 100	343, 800	384, 400					
	86	274, 400	344, 300	384, 700					
	87	275, 700	344, 700	385, 100					
	88	277, 000	345, 200	385, 500					
	89	278, 100	345, 500	385, 700					
	90	279, 200	346, 000	385, 900					
	91	280, 300	346, 500	386, 100					
	92	281, 400	347, 000	386, 300					
	93	282, 400	347, 200	386, 500					
	94	283, 400	347, 400	386, 700					
	95	284, 400	347, 900	386, 900					
	96	285, 300	348, 400	387, 100					
	97	286, 100	348, 600	387, 300					
	98	287, 000	349, 000	387, 500					
	99	287, 900	349, 400	387, 700					
	100	288, 800	349, 600	387, 900					
	101	289, 700	349, 800	388, 100					
	102	290, 500	350, 000						
	103	291, 300	350, 200						
	104	292, 100	350, 400						
	105	292, 700	350, 700						
	106	293, 200	350, 900						
	107	293, 700	351, 100						
	108	294, 000	351, 300						

	109	294, 200	351, 500						
	110	294, 500	351, 700						
	111	294, 800	351, 900						
	112	295, 000	352, 100						
	113	295, 200	352, 300						
	114	295, 600							
	115	296, 000							
	116	296, 400							
	117	296, 600							
	118	296, 900							
	119	297, 200							
	120	297, 500							
	121	297, 800							
	122	298, 200							
	123	298, 600							
	124	298, 800							
	125	299, 000							
	126	299, 400							
	127	299, 600							
	128	299, 800							
	129	300, 000							
	130	300, 200							
	131	300, 400							
	132	300, 600							
	133	300, 800							
	134	301, 000							
	135	301, 200							
	136	301, 400							
	137	301, 600							
	138	301, 800							
	139	302, 000							
	140	302, 200							
	141	302, 400							
	142	302, 600							
	143	302, 800							
	144	303, 000							
	145	303, 200							
	146	303, 400							
	147	303, 600							
	148	303, 800							
	149	304, 000							
	150	304, 200							
	151	304, 400							
	152	304, 600							
	153	304, 800							
	154	305, 000							
	155	305, 200							
	156	305, 400							
	157	305, 600							
再任用 職 員		215, 800	237, 200	259, 900	295, 300	364, 500	381, 200	398, 000	451, 200

第 3 条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定

に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日（条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。）以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)－(4) (略) 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 3－6 (略)	(期末手当) 第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5</u>を乗じて得た額）に、基準日（条例第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。）以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)－(4) (略) 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 3－6 (略)

(一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職	第3条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」

員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。	とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。
--	--

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
（特定任期付職員の給与の特例） 第2条 条例第6条第1号に定める特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>381,000</td></tr><tr><td>2</td><td><u>428,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>482,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>546,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>622,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>726,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>852,000</u></td></tr></table> 2—4 （略）	号給	給料月額		円	1	381,000	2	<u>428,000</u>	3	<u>482,000</u>	4	<u>546,000</u>	5	<u>622,000</u>	6	<u>726,000</u>	7	<u>852,000</u>	（特定任期付職員の給与の特例） 第2条 条例第6条第1号第1号に定める特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>381,000</td></tr><tr><td>2</td><td><u>431,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>485,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>549,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>626,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>731,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>857,000</u></td></tr></table> 2—4 （略）	号給	給料月額		円	1	381,000	2	<u>431,000</u>	3	<u>485,000</u>	4	<u>549,000</u>	5	<u>626,000</u>	6	<u>731,000</u>	7	<u>857,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	381,000																																				
2	<u>428,000</u>																																				
3	<u>482,000</u>																																				
4	<u>546,000</u>																																				
5	<u>622,000</u>																																				
6	<u>726,000</u>																																				
7	<u>852,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	381,000																																				
2	<u>431,000</u>																																				
3	<u>485,000</u>																																				
4	<u>549,000</u>																																				
5	<u>626,000</u>																																				
6	<u>731,000</u>																																				
7	<u>857,000</u>																																				

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困	第3条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の167.5」と、<u>「100分の137.5」</u>とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規

難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。	定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。
---	--

（大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

第7条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第4（第16条関係） 別紙のとおり	別表第4（第16条関係） 別紙のとおり
別表第5（第17条関係） 別紙のとおり	別表第5（第17条関係） 別紙のとおり

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条及び第5条の規定並びに附則第4項から第12項までの規定
平成31年3月1日

（2）第3条及び第6条の規定 平成31年4月1日

2 第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「第1条改正後給与規程」という。）、第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する規程（以下「第4条改正後任期付職員規程」という。）及び第7条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（内払）

3 第1条改正後給与規程又は第4条改正後任期付職員規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する規程の規定に基づいて平成30年4月1日以後の分として支給された給与は、第1条改正後給与規程又は第4条改正後任期付職員規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成31年3月に支給する職員の給料月額に関する特例）

4 平成31年3月に支給する職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第2条各項、第3条各項又は第4条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以

下「一般職任期付職員」という。)及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。)の給料月額、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)第14条から第25条まで及び第38条の規定にかかわらず、これらの規定により職員が支給を受けるべき給料月額(以下「調整前の給料月額」という。)から、平成30年4月1日(同月2日から平成31年2月28日までの期間において、職員として在職しなかった期間のある者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給が企業職給料表の1級の1号給から36号給までのいずれかに該当する者からそれらの者以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。))となったもの(以下「非在職期間を有する等の減額改定対象職員」という。)(平成30年4月1日に減額改定対象職員であった者で次項で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち附則第6項で定める日)において減額改定対象職員が支給を受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額(単身赴任手当の月額にあっては、第2条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程第45条第1項に規定する別に定める額を除く。)の合計額(以下「減額改定対象職員の給料等の合計額」という。)に100分の0.53を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)に、同月から第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(平成30年4月1日から施行日の前日までの期間において、附則第7項で定める職員として在職しなかった等の期間がある職員にあっては、当該月数から附則第8項で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額及び同年6月1日及び12月1日において減額改定対象職員であった者が第1条改正後給与規程に基づきそれぞれ同年6月及び12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.53を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額に相当する額を減じた額とする。

- 5 前項の規定により平成30年4月1日に減額改定対象職員であった者で非在職期間を有する等の減額改定対象職員から除かれるものは、同日から平成31年2月28日までの全期間を通じて、職員として在職し、及び企業長の要請に応じ引き続いて職員以外の国又は他の地方公共団体の職員として勤務したものとする。
- 6 附則第4項の減額改定対象職員となった日が2以上あるときにおける減額改定対象職員となった日とすべき日は、平成30年4月2日(同日から平成31年2月28日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が企業長の要請に応じ、引き続いて職員以外の国又は他の地方公共団体の職員になり、その後引き続いて職員となっ

た場合における当該日を除く。)がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から平成31年2月28日までの期間における減額改定対象職員となった日のうち最も早い日とする。

7 附則第4項の職員として在職しなかった等の期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項の規定による承認に係る期間、法第28条第2項の規定による休職の期間(給料が大阪広域水道企業団(以下「企業団」という。)から支給された期間を除く。)、大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第12号)第2条の規定による休職の期間、法第55条の2第5項に規定する期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間、同法第10条第1項の規定による勤務の期間、同法第17条の勤務の期間、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の派遣の期間(給料が企業団から支給された期間を除く。)又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第15号)第2条第1項の規定による派遣の期間(給料が企業団から支給された期間を除く。)

(3) 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「給与条例」という。)第20条第2項から第4項までの規定により給与を減額された期間

(4) 法第29条第1項の規定による停職の期間

(5) 給与条例第20条第1項の規定により給与を減額された期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

8 附則第4項の在職しなかった等の期間がある職員について減じる月数は、平成30年4月から平成31年2月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第3号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 前項第4号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料月額が附則第4項に規定する減額改定対象職員の給料等の合計額に100分の0.53を乗じて得た額に満たない月

9 平成30年4月1日(非在職期間を有する等の減額改定対象職員にあっては、附則第4項に規定する減額改定対象職員となった日)において適用される給料表並びにその職務の級及び号給が企業職給料表の1級の37号給から64号給までのいずれかに該当する者に対する附則第4項及び前項の規定の適用については、同項中「100分の0.53」とあるの

は「100分の0.27」とする。

- 10 平成30年4月1日（非在職期間を有する等の減額改定対象職員にあっては、附則第4項に規定する減額改定対象職員となった日）において給与条例第4条第1項に規定する企業長が定めるものにある職員に対する附則第4項及び第8項の規定の適用については、同項中「100分の0.53」とあるのは「100分の0.64」とする。
- 11 附則第4項の規定にかかわらず、次に掲げるものの算出の基礎となる平成31年3月の給料月額は、調整前の給料月額とする。
 - (1) 地域手当並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額
 - (2) 大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）第2条に規定する退職手当（平成31年3月に支給する任期付職員の給料月額に関する特例）
- 12 平成31年3月に支給する一般職任期付職員の給料月額は、附則第4項から第8項まで及び前2項の規定を準用する。この場合において、附則第4項中「職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給が企業職給料表の1級の1号給から36号給までのいずれかに該当する者」とあるのは「改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する規程第2条第1項で規定する給料表のうち1号給が適用される者」と、附則第10項中「給与条例第4条第1項に規定する企業長が定めるものにある職員」とあるのは「改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する規程第2条第1項で規定する給料表のうち2号給から7号給が適用される者」と読み替えるものとする。